

經濟論叢

第八十三卷 第三號

- ドイツ社会政策学会の農政論とその思想的背景
.....田 中 真 晴 1
- 外部節約について.....鎌 倉 昇 23
- 石炭鉍業国家管理における経理・資金の問題
.....岡 田 賢 一 39
- 林業労働の存在形態(2).....林業労働研究班 56
-

昭和三十四年三月

京 都 大 學 經 濟 學 會

ドイツ社会政策学会の 農政論とその思想的背景

田 中 真 晴

一

ウェーバーの農業関係論稿は、かれのその他の労作にくらべて、知られるところすくなく、等閑に附されてきた
きらいがあるが、比較的最近になって、若干の研究者によってこの領域にも鋤が入れられ、あるいはドイツ経済史
研究の視点から、あるいはウェーバー研究の視点から、注目を浴びるようになった¹⁾。わたくしもまた、ウェーバー
の農業関係論稿に関心をよせているのであるが、それはつぎの二点に基いている。すなわち、一つには、ウェーバ
ーの構想した国民国家の内的構造を見定めるために、かれの農業関係論稿を消化する必要があること、二つには、
ウェーバーの社会科学の構想を形成史的・全体的に把握するために、ウェーバーの経済学者としての出発点であつ
た農業関係論稿に対する理解が必要であること、の二点がそれである。ところで、ウェーバーの農業関係論稿は、
周知のとおり、社会政策学会におけるかれの活動の所産であり、すくなくともそこから出立している。したがって、
農業関係論稿におけるウェーバーの理論および政策を把握するためには、社会政策学会の農政論に対する一応の理

解が必要であるといわねばならない。その理解を欠くと、後期歴史学派にとつて通念であつたことがウェーバーに特有なこととされたり、あるいは逆に、後期歴史学派からウェーバーが脱けてゐる点が見失われてしまひやすい。リストとウェーバーとをつなぐばあひにも、社会政策学会を飛び越すことは許されまい⁴⁾。しかるに、社会政策学会の農政論とウェーバーのそれとの関係については、すでに若干の注目すべき指摘がなされてはいるが、わたくしの知るかぎり、社会政策学会の農政論の輪廓はまだ画かれるにいたつていない。わたくしは、この点をいくぶんかでも補うため、本稿ではもつぱら社会政策学会の農政論(ウェーバーをのぞく)の輪廓をあきらかにすることに意をそそぎ、続稿においてウェーバーに立ち入ることとしたい。

- (1) ドイツ経済史研究への利用としては、村瀬興雄『ドイツ現代史』大野英二「ルール炭鉱労働力の存在形態」(『経済論叢』第八十二卷三号)など。ウェーバー研究の一環としての論稿には、住谷一彦「マックス・ウェーバーにおけるドイツ東エルベ農業労働者問題」(『人文学報』七)、「初期ウェーバーの資本主義成立史論」(『立教経済学研究』第十一卷第一号)、山岡亮「マックス・ウェーバーの農業経済論」(出口勇蔵編『経済学説全集第六卷』)、山口和男「初期のマックス・ウェーバーにおける経済政策論」(同上)、「マックス・ウェーバーのエンカー論(1)」(『甲南論集』第六卷第四号)がある。Anton, C.; *Vom Historismus zur Soziologie* (Ohne Daten), S. 161 ff.にも、ウェーバーの農業関係論稿への言及がある。

- (2) ウェーバーの構想した国民国家の内的構造について、わたくしは旧稿『ウェーバーの政治的立場』(出口勇蔵編『経済学説全集6』)において、一応、見解を述べた。その私見は基本的にはいまも変つていない。ただし、旧稿においては、農業関係論稿を読んでいなかったために、東エルベの社会構成についてのウェーバーの見解に立ち入ることができなかった。

- (3) 註(1)に掲げた山口氏の第一論文は、「Die Verhältnisse der Landarbeiter im ostelbischen Deutschland」1892. に対する忠実な紹介と研究として評価されるべき労作であるが、この論文において山口氏は、ウェーバーが「農民的土地所有の創設」「土地所有関係の農民的近代化」をめざしていたとして、ウェーバーと歴史学派との断絶を強調された。しかし、氏は前掲第

二論文においては、第一論文の結論部分をみずから批判して、ウエーバーと歴史学派との同一面を強調し、ウエーバーの立場を「プロシヤ型資本主義成立の確証であり、この方向におけるドイツ国民国家建設の構想であった」といわれている。そのいづれが正しいか、あるいはいづれもなんらかの修正を要するか、こうした点をあきらかにするために、社会政策学会の農政論の基本的動向を知っておくことが必要である。

(4) リストとウエーバーという問題意識については、住谷一彦「フリードリヒ・リストの土地制度論」(一)(立教経済学研究十一卷三号)を参照されたい。

(5) 註(1)にあげた住谷氏の第二論文は、資本主義成立史論の視点から、ウエーバーの初期の論文をとりあげたもので、筆者と視点点を異にするが、そこにおけるデュヒューのシェーマとウエーバーのそれとの関係の指摘や、山口氏第二論文におけるクナップへの言及は重要である。松田智雄「ユンカー経営の成立と『中間層』農民」(『歴史評論』第三卷第一号)におけるクナップへの言及は示唆に富んでいる。

二

ドイツ社会政策学会の活動の二つの指標をなすと考えられる、大会のテーマ、および『社会政策学会双書』*Schriften des Vereins für Sozialpolitik* (以下 S. V. S. と略記す²⁾)をしらべてみると、そのいずれにおいても農政論の占める比重はかなり大きいが、とくに注目すべきことは、農政論がある時期に集中してあらわれていることである。すなわち、社会政策学会の創設から一八八〇年までの間には、農政論関係のものは、大会テーマにも、『双書』にも、ひとつも見当らないのに反して、一八八二年から九四年までの期間においては、大会テーマ計十五のうち、実に八つまでが農業問題に関するものによって占められており¹⁾、『双書』においても、農業関係論稿が大きな比重を占めている²⁾。そして、一八九〇年代の後半以後になると、農政論は、大会テーマについてみて、『双書』

についてみても、ときどき姿をみせはするが、集中的にあらわれることは、もはやなくなるのである。一八八〇年代から一八九〇年代の前半は、社会政策学会の歴史において、とりわけ農政論のはなやかな時期であった。

この時期における社会政策学会の農政論は、大別するならば、社会政策学会内部における三つの流派、すなわち、シュモラー、ワグナーおよびブレンターノの三つに分けられるであろう。³⁾ もっとも、社会政策学会における農業問題のあつかいかた自体に、八十年代と九十年代の前半とではちがいがあり、八十年代には農民問題が中心であったのに対して、九十年代の前半には、農業労働者問題が中心をなしたし、⁴⁾ 八十年代の農政論がともすれば政治問題から身を避ける傾向をもっていたのに反して、九十年代には、政治的・実践的な傾向を強く帯びてきた、と一般的にいうことができる。⁵⁾ このような変化は、学会内部の事情、および、根本的には現実の促進によってひきおこされたものであり、それにつれて、各派の論調にもなほどこかの変化があり、また、シュモラー派とワグナー派との境界線は流動的であるが、やはり、基本的には、三つの農政論が存在していたといえよう。そのうち、主流の座を占めていたのはシュモラー派であった。

シュモラー派といっても、その内部にはまたそれぞれちがいがあろうだが、この派の農政論の基本的な理念は、自作農を中核とする安定的な農村社会構成の形成にあった。「中位の所有地が優越していて、大所有地と小所有地とが、それを両側から同じようにとりかこんでいるようなところでは、土地所有分布は健全である」(S. V. S., Bd. 32, S. 90) というシュモラー自身の言葉、一八八二年の学会において農政論の研究報告の口火を切ったミアスロウスキ von Miskowski, A. (1838-1899) の「しぎのような言葉は、その点をもっとも端的にしめしている。

「われわれは、現在の大多数の農政論者ととも、大所有地・中所有地・小所有地が、その国の自然的条件と経済

的文化的發展の階梯とに対応して、うまい具合に混じりあつて in zweckmäßiger Weise gemischt しかも農民の所有地が優勢であるような農村の土地所有分布を、もつとも恵まれたものだと考えねばなりません。そうだとすると、このような型の土地所有分布こそは、他のいかなる型のそれにもまして……社会政策的基準にかなうはずであります」(S. V. S., Bd. 21, S. 21)

シュモラーおよびシュモラーの理念にたつ農政学者は、自作農を中核とする土地所有分布を理想とし、過小農の比率が過大であつたり、大所有地が支配的であつたりする状態、とりわけ、農業プロレタリアートの増大を、「病的な状態」であると考ええる。かれらによれば、イギリスは大所有地が支配的であり、その反面として農業プロレタリアートが多数に存在するという病患をしめし、フランスは逆に、過小農(零細的土地所有)の支配という病患を呈しているのであつて、あるべきドイツの状態は、イギリスでもフランスでもなく、まさにその中間でなければならぬ。このようなかれらの考え方の思想的系譜といへば、ただちに、リストが先駆者として想いおこされるであろうが、シュモラーは、さらに歴史主義の祖ユスツス・メーザーにまで、みずからの思想の源を求めている。

さて、シュモラー派の農政論に関して、つぎの二つの点を、注意しておこう。一つは、分析視角および現状判断についてであり、いま一つは、政策的提案および階級的 성격についてである。

かれらの農政論における分析視角は、右の引用文からもうかがわれるように、土地所有分布を基準としていた。かれらのいう中位的な土地所有とは、具体的には畜耕役農民 spannfähige Bauern の標準的な所有地のことであり、ほぼ家族労働だけで足るような規模の所有地であるが、ときには、雇用労働力を使用するものまでを含んでいる。

レーニンの範疇でいうと、「中農」を基軸としてときには「富農」をもふくむもの、エンゲルスの範疇でいへば、「小

「農」を基軸として「中農」をもふくむものが、シュモラー派のいう農民にはば当るであろう。かかる農民が、中位的な土地所有の経営主体であり、中位的な土地所有とは、かかる農民の経営地盤としての所有地なのである。もつとも、シュモラー派のなかでもひとにより、また、ときにより「農民」をエンゲルスのいう小農にかぎって考えているばあいもあれば、力づよい農民 *Hüftige Bauern* という名のもとに大農的なものをふくめて考えているばあいもあるようである。ともあれ、標準的には、右に述べたような農民とその所有地が、農村社会構成の中軸をなすべきであると、かれらは考えたのであつた。そして、農民内部の階層ないしは階級的区分に対しては、かれらは無関心であり、かれらにおいては、「農民」は一方ではユンカーから、他方では副業を必要とするような零細農・インストロイテ・農業プロレタリアートから区別される一個のまとまつた全体として表象されている。

シュモラー派は、もっぱら土地所有分布に注目して、その健全化をはかることを問題とした。かれらは、土地所有分布が健全化すれば、農政論の問題は片付くと考えたのだが、かれらのこのような考えかたは、資本主義と農業との関係についての、かれら一流の把握を基礎としている。すなわち、まず第一に、農業そのものの資本主義的発展という視角を、かれらは持ちあわせていない。かれらの視角は、「農業における資本主義」ではなくて、「農業と資本主義」である。実は、規定された概念としての資本主義という範疇を、かれらは欠いているのであるから、¹⁰⁾ 「農業と貨幣の流通経済」とでもいったほうが、かれらの視角をヨリ正しく表現できよう。第二に、このような、農業と貨幣の流通経済というワク組みのなかで、農業というものが、本質的には安定的なものとして考えられていることが特徴的である。貨幣経済が農村に侵入し、農村の伝統的な社会構成と意識とを破壊しつつあることを、かれらは認め、そこに問題をみたのだが、資本主義（かれらの用語では流通経済）が、農村を資本のエネルギーに染めあ

げ、資本主義の機構のなかへ従属させてゆく不可避的な歴史的傾向をもっているとは、かれらは考えない。このことは、農民層分解・農業における資本主義の発展という視角を欠いていたということと同じではなく、かれらの農政論におけるいま一つの特徴である。

シュモラー派は、農村が資本主義に触発せられて、伝統的な安定性を失いつつあると認める。だが、かれらはかかる病患を不可抗的な歴史的傾向とは思わず、若干の政策によって矯正されうるものと考えていた。勿論、かれらは、農村を資本主義以前の農村にたちもどらせようとしたのではない。歴史学派はロマン主義者とはちがう。そうではなくて、かれらは、農業を本質的に安定的な性格をもつものと考え、その安定性は現在においても確保できるものと思っていたのである。すなわち十九世紀末のドイツの農村において、資本主義発展の成果を適当に吸収することと、政策によって適正な土地所有分布を樹立すること（農村の、ひいては国民経済の安定性の堡壘を築くこと）とが、同時に可能であると、かれらは考えたのである。「動産的資本が土地の生産性を向上させるかぎりにおいては」「これを歓迎し、「動産的資本が土地所有分布を攪乱するかぎりにおいては」、動産的資本の農村における跳りようをチエックしなければならぬというミアスコウスキの主張(S. V. S., Bd. 21, S. 15)や、ユンカー経営に対する中位的な農民経営の合理性を説いて、中位的土地所有の安定性を基礎づけようとするゼーリンクの思想は、¹¹⁾右の点をもつともよく示している。

さて、シュモラー派は、「中位的な土地所有が優越的である」ことを求めるが、中位的な土地所有の専一的支配を望むのではなく、「大土地所有と小土地所有とが、中位的な土地所有を両側から同じようにとりかこんでいるような土地所有分布」を、もつとも理想的であると考えていた。シュモラー派の立場を中農（小農）主義と名付ける

にしても、このあとのほうの引用文に示されているような意味での中農（小農）主義であったということをお忘れてはならない。シュモラー派は、大土地所有と中位の土地所有と小土地所有との関係、ユンカー・大農・中農・小農・貧農ないし僕婢の関係を、階級的な対抗関係とは考えないのであって、本質的には調和的な「社会的階梯」とみている。¹²⁾そして、この社会的階梯が、その各段を経昇ってゆきうるように補修されることを、かれらは望んだのである。ゲジンデからインストロイテへ、インストロイテから小土地所有者へ、やがては中農、大農へと。あるいは小農を出発点として、そこから中農ないしは大農へと。シュモラー派の中農主義は、かかる思想のコンテキストにおけるのであって、封建遺制に対する急進的批判をうちにふくむ意味での農民的立場とは、まったく縁のないものであった。シュモラー派の政策的提案は、二本の柱から成っていた。その一つは、農民相続法の改革であり、他の一つは内地植民政策である。農民相続法の改革とは、相続による農地の細分化をふせぐために一子相続制 *Anerbengericht* を農民のあいだに一般化させることであり、過小農 *Zergerwirtschaft* 増大の傾向に対する対抗手段として考えられたものであった。ミアスコウスキイは、土地所有分布の視点からドイツを北西部・東南部・中部および西南部・北東部の四つの地域にわけ、北西部と東南部は、ほぼ健全な土地所有分布であるのに反して、中部および西南部は小土地所有優越の、北東部は大土地所有支配の病態を呈し、いづれも病態悪化の傾向にあるという。したがって、一子相続制の導入は、さしあたり、中部および西南部向けの対策であるわけだが、たんにその地方にかぎらず、農民の農地相続一般におよぼさるべきものと考えられた。これに反して、いま一つの対策である内地植民政策は、いうまでもなく、北東部すなわち東エルベに対する処方箋である。社会政策学会が内地植民政策をはじめてとりあげたのは、一八八六年、あたかもピスマルクによる内地植民法 (*Gesetz betreffend die Beförderung deutscher*

Anstiedlungen in den Provinzen Westpreussen und Posen) 発布の年であった。このとき、シュモラー自身も報告者のひとりとなり、内地植民政策を支持する旨の演説をおこなっている¹⁴⁾。そして、九十年代にはいると、穀物の国際価格の下落・農業労働者の流出の激化など、ユンカー経営が危機の様相を帯びてくるのに対応して、内地植民政策は社会政策学会における農政論のもっとも重要なテーマとなる。そして学会内部で内地植民政策に熟意をもっていたのは、シュモラー派とマックス・ウェーバーであった。以下、節をあらためて、シュモラー派の内地植民政策思想を検討しよう。

- (1) 一八八二—一八九四年の大会におけるテーマのうち農業に關係するものはつぎのごとくであった。
「ドイツ帝国における土地所有分布と相続法の改革」(一八八八二)、「農民所有地を維持するための立法的・行政的方策」(一八八四年)、「内地植民」(一八八六年)、「農村の高利貸とそれを除くための方策、とくに農民信用組織」(一八八八年)、「プロイセンにおける農村行政区劃の改革」(一八九〇年)、「農業労働者問題とドイツの国内移住」(土地所有分布と小土地所有の確保」(一八九三年)、「農民の相続法」(一八九四年)。
- (2) 右の期間中に刊行せられた『双書』は計四一巻にのぼるが、大會議事録のためにあてられた六巻を差引くと三五巻、そのうち、農業關係とみられるものは十六巻である。
- (3) ただし、ブレンターノが農政論の領域で活躍するのは、穀物関税の問題をのぞけば、むしろこの時期の最後、一八九四年の大会におけるゼーリンクとの論争以後である。
- (4) 社会政策学会における農政論の代表的業績とみなさるべきものは、八十年代においては、『ドイツにおける農民の狀態』三卷、Bäuerliche Zustände in Deutschland”(S. V. S. Bd. 22, 23, 24)°。九十年代においては、『ドイツにおける農業労働者の狀態』三卷、Die Verhältnisse der Landarbeiter in Deutschland”(S. V. S. Bd. 53, 54, 55)°であろう。前者は計一〇二五頁、後者は計二一一一頁。後者のうちの一卷(Bd. 55)をウェーバーが担当したことは、周知のところであろう。
- (5) 社会政策学会が農政論をとりあげたのは、社会政策の対象を農業にまで拡大するという積極的な動機からだけではなかった。

社会政策学会は、一八七九年、ビスマルクによる「穀物と鉄との保護関税」の提案に対する賛否をめぐって、学会分裂の危機に而し、その後にあられた一種のマヒ状態から脱するために、農民問題をとりあげたのだと伝えられている。フランツ・ポエゼによれば、八十年代の農政論は「いわば中立的領域への逃避であった」(Boese, F.: *Geschichte des Vereins für Sozialpolitik*, 1939, S. 44)。八十年代の農政論は、社会政策学会が、社会政策に関する実践的・宣伝的機関から「アカデミックな」研究機関へと自己を限定してゆこうとする潮流のなかでとりあげられ、住宅問題・中小企業問題などとともに、ひろい意味での中産階級政策の一環、そのもつとも重要な環を形成した。八十年代における社会政策学会のこのような傾向は、学会がビスマルク体制のなかに安住し、社会政策の実現をもビスマルクの手にゆだねて、みずからは、つましい助言者の地位に甘んずることに他ならなかった。

一八八九—九〇年の一連の事件(社会主義者鎮圧法の撤廃、ビスマルクの引退、ヴィルヘルム二世の親政)は、社会政策学会に、本来の社会政策的テーマにたちかえることを要請した。とりわけ農業問題の領域においてはエンカー経営の危機の深化という現実の促進があり、農政論の中心課題は、農業労働者に対する社会政策とエンカー経営に対する農業政策との結合ということにおかれた。社会政策学会の一般的推移については、大河内一男「ドイツ社会政策思想史」(二〇七—二五頁、一八九〇年を期期とするドイツ史の新段階におけるウェーバーの政治意識の成立については、拙稿「ウェーバーの政治的立場」(二五九—二八一頁(出口勇蔵編『経済学説全集』第六卷)、エンカー経営の危機の深化に関しては大野英二『ドイツ金融資本成立史論』第二部、山口和男氏前掲第一論文を参照された)。

(6) シュモラー派の代表的な農政学者としてはミアスコウスキイおよびゼーリンクをあげておきたい。クナップもこの派の長老格として挙げられるだろう。わたくしが、シュモラー派というのは、シュモラーの弟子を意味するのではなく、シュモラーの理念にたつ農政論者のものであり、シュモラーよりも年長のひとを含む。シュモラーとクナップとの関係については、農民解放に関するクナップの著書に対するシュモラーの書評 Schmolliet, G.: *Der Kampf des preussischen Königtums um die Erhaltung des Bauerntandes (Schmolliet's Fahruch*, Jg. 12, 1888, SS. 645—655) を参照。シュモラー派の内部におけるものがらについていえば、ミアスコウスキイはシュモラーにくらべてより自由主義的、ゼーリンクはより保守的である。

(7) 「土地所有は國家株式 Staatsaktie であり、なんらかの仕方では土地所有に与っているひとだけが、完全に健全な市民である

という、ヒュスマス・ムーキヤーのあの言葉を思ひだして「ただきたら……」Schmolter, G.; Innere Kolonisation mit Rücksicht auf die Erhaltung und Vermehrung des mittleren und kleineren ländlichen Grundbesitzes, 1886, S. V. S. Bd. 33, S. 92. S. イギリス的状態にフランス的状態とを比較して「V. S. Bd. 21, SS. 12-13.

(8) ゼーリンクは、東エルムにおける農民地の所有規模別分類と経営との關係をこのように概括している。

五ヘクタール以下……………非自立的副業なしでは生活できない。このうち二ヘクタール以下のものは賃労働を主としてゐる。
五—二〇ヘクタール……………小農民所有地。家族労働によって経営されている。

二〇—一〇〇ヘクタール……………比較的大きな農民所有地（若下の僕婢、雇用労働をももたうことがある）

ゼーリンクは、五—一〇〇ヘクタールのものをあわせて、農民的土地所有とする。ただし、五—七ヘクタールのものは、しばしばともみじめな状態にあり、畜耕がはじまるのは七—八ヘクタールからであるから、七—八ヘクタール以上のものが本来の農民経営である（S. V. S. Bd. 56, SS. 29—30）。

(9) レーニン『ロシアにおける資本主義の發展』第二章、エンゲルス『フランスとドイツの農民問題』を参照。マルトス・エンゲルスとレーニンとのあつたてみられる用語のすがたをこゝでせよ。Popow; Die Bauernschaft als Klasse und als Verbündeter des Proletariats nach Marx und Engels (in „Unter dem Banner des Marxismus“, Jg. 2, 1928) の第六節。（SS. 252-256）ただし、レーニンの中農とエンゲルスの小農を同じものと考えてよろいか否かについては、問題があるが、こゝでは立ち入ることができない。

(10) 資本主義あるいは近代資本主義という言葉を明確に規定された術語としてはじめて使用したのは Sombart, W.; *Der moderne Kapitalismus*, Bd. I, 1902. によつて。カヒューバーの職業階級論に於ては、kapitalistisch とする言葉はドイツで、*Kapitalismus* とする語を規定された概念としては使用してゐなかつたのである。

(11) シュンクオウスキによつては S. V. S. Bd. 21, S. 15. ヨーリンクによつては S. V. S. Bd. 56, SS. 62-78, 93-97. ヨーリンクは、農民経営が農業不況のもとになつて、エンカー経営よりも耐久力がつよいと主張するだけでなく、生産性もたかいた考へてゐた。

(12) シュモラーは、一八七二年にこのように述べてゐる。「社会主義者の意味での平等化というものは、けつしてわれわれの社

会理想ではありません。さまざまの状態のひとびとから成りたつような一つの梯子、しかも、一つの段からの他の段へたやすく移ることができるような梯子をあらわすような社会が、もつとも正常的で健全な社会であると、われわれは思います。しかるに、われわれの現在の社会は、下へおよび上へむかつて急速に延びつつあり、中間の段がますますこわれてゆくような梯子に似てくる危険を増しています。ところが上に対しても下に対しても、中間の段こそが支えなのです。」Boese, F.; a. a. O., S. 9. 農政論における社会的階梯の考え方は、このような思想の農業部面への適用にはかならない。

- (13) ミアスコウスキイが中部および西南部というのは、チューリンゲン・ヘッセンの大部分、バイエルン・ナッサウ・ライン州の一部、ヴェルテンベルク・バーデン、エルザス・ロートリンゲンの大部分である。かれによれば、一八八二年になお、これらの地方の多くには混在耕地制が残っており、ところによっては耕作強制がみられた。S. V. S. Bd. 21, S. 10.
(14) S. V. S. Bd. 33, SS. 90-101.

三

十九世紀の末、プロイセン政府が発布した内地植民政策のための法律には、ビスマルクによる前述の「ドイツ民族植民促進法」(一八八六年)のほか、一八九〇年の「地代農場法」(Gesetz über Rentengüter)、一八九一年の「地代農場促進法」(Gesetz betreffend die Beförderung der Einrichtung von Rentengütern)およびそれらを補足する一八九六年の法律があった。¹⁾ところで、一八八六年の法律と一八九〇・九一年のそれとをくらべてみると、つぎのようなちがいがみられる。すなわち、一八八六年の法律のねらいは、東部国境地帯におけるスラヴ系農業労働者および農民の進出をはばむことにあり、主としてポーランド人の所有地を買収してドイツ農民に払い下げるためのものであった。一八八六年の法律の視点は、東部国境のドイツ化 Germanisierung という民族政策であり、その適用範囲は、民族問題がとくに尖锐化していたポーゼン・西プロイセンの二州にかぎられていた。²⁾これに反して、一八九〇・

九一年の法律は、プロイセン全土を対象としてると同時に、民族政策的視点を欠いている。すなわち、経営困難に陥ったユンカーがその所有地の一部を、地代農場³⁾という形態で、農民・農業労働者に分譲するようにあつせんすることが、この法令の目的であつて、いわば、ユンカーのインタレストを顧慮したうえでの社会政策的理念が、この法律をつらぬいていた。国家権力の介入の度合についていえば、一八八六年の法律による植民委員会 *Ansiedlungskommission* はみずから土地の購入をするのに反して、一八九一年の法律による総務委員会 *Generalkommission* は、地代農場設定の技術的、資金的あつせんをするだけであつて、前者にくらべて、国家権力の介入の程度ははるかにひどい。

シュモラー派の内地植民政策思想を、右の二種の法律に照してみると、シュモラー派が基本的には、一八八六年の法律ではなくて、一八九〇・九一年の法律の線に副つた政策を推進しようとしていたことがわかる。たしかに、シュモラーは、一八八六年の法律を歓迎したし、一八八六年の法律に対して積極的に反対したひとはシュモラー派にはいないであろう。だが、シュモラー派は一般に、一八八六年の法律を、民族政策的点でよりもむしろ東エルベの農民・農業労働者に対する社会政策の端緒として、歓迎したのであつた。シュモラーにおいても、ミアスコウスキイやゼーリンクにおいても、民族問題の視点がなかつたわけではないが、それはつねに社会政策的視点に対して副次的なものとして存在していたにすぎない⁴⁾。この点で、シュモラー派は、本質的に一八九〇・九一年の法律の路線にたつていた。ただし、シュモラー派すくなくともシュモラーは、内地植民政策における国家権力の介入の程度⁵⁾の点では、一八九〇・九一年の法律の型には満足せず、国有地 *Domänen* への植民(分譲または借地)をおこなうとともに、ユンカー所有地の一部を国家が買上げて、国有地の減少部分を補充してゆくべきであると考えていた。

では、総務委員会よりも植民委員会型の国家活動が望まれたわけである。しかし、このことから、シュモラー派の内地植民政策思想をたんに二種の法令の綜合をめぐしていたと解釈するのは不十分であつて、かれらは一八九〇・九一年の法律の線を拡大強化する手段として、一八八六年の法律の一部の援用を意図したのだと解すべきであらう。

さて、シュモラー派の内地植民政策思想が社会政策的理念の支配・民族政策的理念の稀薄ということによって特徴づけられるとするならば、つぎに問われるべきは、内地植民政策におけるかれらのいわゆる社会政策的理念の実体、具体的には、かれらのユンカー観と前節で述べた中農主義思想とのかわりあいかたである。

シュモラー派とりわけシュモラーは、ユンカーの露骨な代弁者ではない。そのことは、カーニッツ提案を痛烈に批判したかれの一文によくしめされている。シュモラーは、ユンカーがシュモラーの考える「国民的利益」を無視してまで自己の階級的利益をおし出すときには、ユンカーを批判する。だが、シュモラーは、プロイセン史ひいてはドイツ史においてユンカーが過去に果した業績をたかく評価するだけではなく、現在においても、ユンカーがドイツの社会構成になくしてはならない指導的階層であると考える。「騎士領はわれわれの貴族階級の基礎であり、わが国の政治生活の一つの大きな部分の基礎である」(Schmollers *Jahrbuch*, 12 Jg. 1888, S. 655)。「プロイセン国家の歴史に関するわたくしの研究が深まるにつれて、わたくしのつぎのような確信はますますゆるぎのないものとなつた。すなわち、プロイセンの全政治生活ひいてはドイツの再生は、プロイセンの騎士領の所有者たるプロイセン貴族の血の伝統が存続することに結びついているという確信が、それである」(S. V. S., Bd. 33, 1887, S. 99-100)と。シュモラーは、ブルジョワジの専一的な政治支配を好まない。優秀な官僚と陸軍将校の供給源であるユンカ

ーがブルジョワジーに対する保守的対重として健在であることこそ、ドイツのあかるい未来のための条件であるとかれば考える⁷⁾。ドイツ国家の内的編成についてのシュモラーの構想は、あくまでユンカー的・ブルジョワ的ドイツをめざすものであった。

ユンカーは穀物の国際的価格の下落と農業労働者の流出に悩んでいる。ユンカー経営の危機は、ユンカーの社会的性格を変質させはしないか。あるいは、ユンカーを経済的に、ひいては政治的に、没落させはしないだろうか。シュモラーは、ユンカー経営が危機に落ちつつあることを認めはする。だがかれは、ユンカー経営の危機を一時的・経過的なものと考え、一八九五年においてすら、「危機が過ぎさつて、ふたたび農業に繁栄の口がくるとき」のことを予想し、その日に備えた政策をも練るほどに、用意周到であり、根本的には楽観的であった。⁸⁾ 経済的困難に陥っているユンカーの所有地の一部が農民・農業労働者に分譲されるならば、東エルベにおける農民的要素が強化され、ユンカー経営の労働力問題は解決されるであろう⁹⁾。しかも、農民的要素の強化は、東エルベの農業労働者を社会民主主義の煽動からまもり、大土地所有の比重が過大に失っていた東エルベの土地所有分布を矯正するものであり、社会政策的農政論の理想にかなっている——シュモラーはこのように考えたのである。シュモラー派の内地植民思想は、ユンカー経営の危機の救済策と理想的土地所有分布への接近策とを結びあわせることを意図し、かつその成功を信じるどころに成り立っていた。

しからば、具体的な問題として、ユンカーの所有地はどの程度に削減されるべきかという点、一〇〇ヘクタール以上の所有地が農地面積の四〇パーセントを超えている地方を対象として、その比率を四〇パーセントの線まで引下げべきであるとしてシュモラーは主張する。その比率を二〇パーセントにまで引下げようとする案は、かれによれば、

「東エルベのいくつかの州の土地所有分布の現状からみて「あまりにも大きな変革をひきおこすおそれがある。」(S. N. S., Bd 33, S. 98)として斥けられねばならぬ。東エルベの土地所有分布の変更の量的規定について、シュモラーは一八八六年にこのように述べたのだが、一八九五年にもかれは自説を再確認し、そのために必要とする経費を概算し、それがプロイセン財政にとつて堪えうる金額であると述べて、自説の具体性を基礎づけている。たしかに、一八九〇・九一年の法律にもとづいて実際につくりだされた地代農場の面積とくらべるならば、シュモラー案のほうが改革の規模が大きいし、また、実際につくりだされた地代農場のうちには、五ヘクタール以下の労働者用地が大きな比重を占めたのに対して、シュモラーやゼーリンクは、農民所有地(平均二十ヘクタール)の創造を第一義に考えていた。しかしながら、シュモラー案による土地所有分布の変更の規模は、東エルベ全体としてみれば、大所有地を七分の一ないし八分の一だけ減少させるにすぎない。¹³⁾

シュモラーが「われわれの提案は、その本質において保守的であります」というとき、かれは自らの構想の性格を誤りなく語ったといわねばならない。しかも、シュモラーは、意識的な自己欺満に陥ることなしに、「われわれの提案は、一つの偉大な社会改革であり、いかなれば大きな民主主義的進歩であります」と述べる事ができた。シュモラーの意識においては、ユンカーの保全と、中位的土地所有を中核とする理想的な土地所有分布とが、かくも見事に共存できたのである。¹⁴⁾

(1) 内地植民政策に関するドイツ語文獻は、社会政策学派系のひとたちによって数多く書かれているが、邦語文獻としては沢村康『中欧諸国の土地制度および土地政策』が法律と事実との概括を与えている。

(2) ビスマルクによるこの法令は、同じくビスマルクによっておこなわれた東部国境の閉鎖(スラヴ系労働者の入国禁止)とと

もに、かれの民族政策の一環をなすものであったと考えられる。Vgl. Weber, *Mi. Gesamte politische Schriften*, S. 16.

(8) 地代農場 *Reintaugut* は、定期米農場とも訳される。地代農場の名で呼ばれるものは、それ以前にもあったが、一八九〇年の法律による地代農場とは、くだいていえば、つぎのようなものであった。Aが自己の土地を地代農場としてBに売るとする。Bはその対価として、年々一定額の地代をAに払わねばならず、Aの承認がなければ、BのAに対するその支払は永久化するのである。したがって、地代農場の所有権はAからBに移転するにせよ、Aが地代徴集権を保持しているかぎり、Aは地代農場に対して一種の上級所有権をもっているとみられ、BはAに対して永小作人的状態にある。沢村、前掲書一〇〇一—一〇一頁、*ブレンターノ『プロシヤの農土地相統制度』*（我妻、四宮訳）五一—七三頁参照。この地代農場法はブレンターノおよびウーバーによつて、それぞれの立場から痛烈な批判を受けた。後論参照。

(4) シュモラーについては、S. V. S. Bd. 33, 1887, S. 97; *Schmollers Jahrbuch*, 12 Jg., 1888, S. 655; 19 Jg., 1895, S. 622. シュモラーによつては、S. V. S. Bd. 21, 1882, S. 9. S. V. S. Bd. 56, 1893, S. 200 ff. を参照。民族問題に対するシュモラー派の関心のうすきは、内地植民思想におけるシュモラー派とウーバーとを対比するばあいだ、注目すべき点である。

(5) 内地植民政策において国有地の意義を重視するのはシュモラー派一般というよりも、むしろシュモラーであろう。そしてシュモラーは、内地植民政策を、フリードリッヒ大王の「農民保護」以来の伝統をひくものであり、シュタイン・ハルデンベルク改革の一面性を改訂するものと考えている。Vgl. S. V. S. Bd. 33, 1887, S. 100. 「プロイセンの王たちが一七五〇—一八五〇年の間、この方向においてなお果すことができなかったこと、それがわれわれの時代の課題である」(*Schmollers Jahrbuch*, 12 Jg. S. 655)

(6) シュモラーは一八七九年の「穀物と鉄との保護関税」については、穀物保護関税に対して賛成であった。しかしカーニッツ提案（一八九五年）に対しては、「カーニッツ提案は、階級的利益のために考えられたものである」(*Schnoller, G.: Einiges Worte zum Antrag Kanitz, in Schmollers Jahrbuch*, 19 Jg., 1895, S. 628) と述べ、「国民的利益のために考えられた」(*ibid.*) とする自己の提案すなわち内地植民政策を対置してゐる。

(7) この点についてのシュモラーとウーバーとの対立については拙稿「ウーバーの政治的立場」（出口勇蔵編『経済学説全集6』二七八、二八四頁を参照。なお、議会主義におけるユンカーとブルジョワジーとの均衡・妥協ということは、シュモ

ラーの理想ではない。マイネッケによれば、シュモラーは「イギリスの議会主義でさえ、その代価として、ドイツにあるような官僚層がイギリスには形成されなかったことをみれば、あまりにも高価にあらわれた」と考えていた。君主を頂点とするドイツ官僚層こそが、シュモラーにとっては、政治の中核でなければならなかった。Vgl. Meinecke, F.: Drei Generationen deutscher Gelehtenpolitik, *Historische Zeitschrift*, Bd. 125, 1922, S. 267 ff.

(8) *Schnollers Jahrbuch*, 19 Jg. 1895, SS. 626-7. シュモラーは第一次世界大戦の末期においてすら「ドイツ必勝を信じ、戦禍はたいては破壊的でないと信じるほどの楽観主義を気質的にもっていた。Meinecke, F., a. a. O., S. 264.

(9) 農業労働者に小地片 *Arbeiterstelle* を与えて、土地つき農業プロレタリアートをつくりだすことは、労働者定着政策 *Sozialstaftmachung* として、農業労働力の流出し農業労働力不足を解消させようとする手段であるが、農民地の創設も同じ作用をもちうる。すなわち、農民経営が、大農的のものではなく、家族労働に基づく規模のものであるときには、エンカー経営は、そこから、労働力をうることができるのであって、農民的要素の強化は、エンカー経営の労働力の提供源という意味をもっていた。

(10) 東エルベの農業労働者が社会民主党の宣伝に感染することへの警告を、ミハイコウスキイはすでに一八八二年に発しており、シュモラーも、しばしばそれに論及している。社会民主主義の農業労働者に対する実際の浸透度よりも、シュモラー派の恐怖・警戒のほうが大きかったように思われる。Vgl. S. V. S. Bd. 21, 1882, S. 11, S. V. S. Bd. 33, 1887, S. 95, usw.

(11) 「騎士領が地積の四〇―七〇パーセントを占めているところでは、騎士領の一部を農民の所有地に変えるべきである」(*Schnollers Jahrbuch*, 19 Jg. 1895, S. 622) これは、厳密にいえば、一八八六年の提案と同じではないが、基本的には同じものとみていいだろう。

(12) 一八九二―一九一三年のあいだに実際に設定せられた地代農場総数は、計二〇、六〇三、その総面積は二三一、二七三ヘクタールであった。このうち五二二〇ヘクタールものについて、二ヘクタール未満のものが多し。(沢村康、前掲書九八、一二八、一三〇―一三二頁より計算)これに対して、シュモラー案は一〇〇―一五〇万ヘクタールの所有移転(エンカー所有地の削減)を理想としており、これは右の数字の五―六倍の規模である。

(13) S. V. S. Bd. 33, S. 93. ただし、シュモラーは一〇〇ヘクタール以上を大所有地としているのだが、一〇〇ヘクタール以上すなわちエンカー所有地と考えるのは正しくない。エンカー経営でも、平地では一〇〇ヘクタール以下のものがあり、山地で

は二〇〇ヘクタール以上の農民経営が存在した。Vgl. Weber, M., *Gesammelte politische Schriften*, S. 9. ②。標準的
は、ユンカー経営は五〇〇ヘクタールないしそれ以上とみていいだろう。

(4) S. V. S. Bd. 33, 1887, S. 101. 東エルベの土地所有分布に対するシュモラー派の長期的な見通しの根拠には前節で触れたか
れらの小農理論がある。すなわちかれらは内地植民政策によって創設せられる中小農の生存可能性を信じるだけではない。か
れら(とくにゼーリント)にとっては、大土地所有の減少してゆくことが経済の自然的傾向であると思われた。Vgl. S. V. S.
Bd. 56, 1893, S. 93 ff.

四

社会政策学会の農政論を支配していたのはシュモラー派であった。だが社会政策学会にはそのほか、さきにも述
べたように、ワグナーおよびブレンターノの農政論があった。

ワグナーは、よく知られているように、ユンカーの立場にたつひとであった。かれは、ユンカーの危機の打開策
として、農業保護関税のひきあげ、金銀両本位制の導入、信用制度の国有化(ユンカーの負債の解消策)を主張する。
かれの農政論は、つづめていえば、ユンカーのための「国家社会主義的」構想であった。かれにとっては、「イギ
リスにみられるような過度の工業的發展の道をわれわれがたどってゆくならば、われわれの将来は絶望」(S. V.
S., Bd. 58, 1893, S. 194)なのである。もとより、ワグナーにしても、農民よりユンカーのほうが大切だなどと正
面切っては云わない。しかしながら、東エルベの土地所有分布になんらかの改訂をおこない、農民的要素を強化し
ようという思想は、かれには存在しない。シュモラー派の内地植民思想に対するかれの冷淡さ、内地植民の実際の

効果に対する懐疑的な発言のうち、そのことが物語られている。¹⁾ ティール Thiel についても、本質的には同じことがいえるだろう。ティールは、ワグナーにくらべれば、農民的要素の強化策に同情的であり、一八八二年には「一モルゲン当りの穀物収穫量をヨリ多くすることよりも、力づよい農民層をもつことのほうを重んじたい」(S. V. S., Bd. 21, S. 43)とさえ述べたのであるが、一八九三年になると、東エルベにおける農民的要素の強化策に対する疑惑を表明している。のみならず、かれは、「労働者問題(東エルベの農業労働者問題)は、今日では労働者の問題であるよりも、むしろ雇用者側の問題であり、いかにすれば有能で訓練された労働者を十分な数だけ維持し、手もとにとどめておくことができるか、という問題である」(S. V. S., Bd. 58, S. 116)と云って、僕婢条令を擁護し、出稼ぎ労働を弁護し、農業労働者の団結権を否定している。内地植民政策も、この派の立場からは、シュモラー派とはちがって、エンカー経営の労働力確保という点からだけ評価され、採点されるわけである。ただし、シュモラー派農政論に対するかれらの批判のなかには、シュモラー派の楽観主義の欠陥をすべく突いている点があった。たとえば、小農の生産力的優越性の理論に対するティールの批判は、シュモラー派農政論の基底部に迫っている。²⁾

最後に、ブレンターノについて一言しておこう。かれの農政論は、社会政策学会のなかでは、まったく異色の存在であった。シュモラーにとって「魂の故郷」であったプロイセンの過去および現在に対して、ブレンターノはすこしも共感をもたない。シュモラーが自己の農政論の系譜をメーザーまでたどったことは、さきに述べたとおりであるが、そのメーザーが、ブレンターノにとっては、まさしく悪しきプロイセンの伝統の祖なのであり、「プロンヤの最近の農業変革(とくに、一八八六—一八九六年の内)の父」³⁾なのである。ブレンターノは社会政策学会におけるもつとも

徹底した近代主義者であり、ユンカーの敵であり、農業保護関税に終始反対してきた人物であった。かれは内地植民政策を一種の封建制復活の運動であると考える。すなわち、かれによれば地代農場法は、封建制の時代に存在した上級所有権・永小作の復活をくわだてる反動立法である。一子相続制は、封建制における土地の拘束の一面として発生した制度にはかならない。したがって、地代農場に一子相続制を導入することは、封建制の二重の復活を意味するわけである。かくして、ブレンターノは、プロイセン当局が実施しシュモラー派が宣伝した農業政策に対して、全面的に反対である。しからは、かれはシュモラー派の政策案に代るべきいかなる政策を主張したかというに、かれはむしろ、農業保護関税や内地植民政策の廃止を、つづめていえば、農業に対する保護ないしは干渉的な国家活動の廃止を、要求したのであつた。この意味において、かれの農政論は自由主義的であつたといえよう。そして、同時に、東部国境のスラヴ系労働者の問題（民族問題）も、かれにおいては問題にならなかつたようである。

ブレンターノは、しかしながら、近代的地主・農業資本家・農業労働者という近代的三階級分化を理想としたのではなくた。かれの理想は、かれの故郷、バイエルンであり、封建遺制のない、大農・中農（エンゲルスの意味での）の優越せる農村社会構成であつた。かれ自身の伝えるところによると、かれはバイエルンの現状および過去に対する研究によつて、一子相続制に対する社会政策学会の支配的見解に疑問をもちはじめ、⁴⁾バイエルンとプロイセンとの経済史的・法制史的研究に入つていったのである。

以上、社会政策学会の農政論のりんかくを一応述べおわつた。続稿においては、本稿を前提として、ウエーバーの農業関係論稿を検討したい。

- (1) ワグナーも「東エルベにおいて農民の植民を強化しようということには賛成である」という。だが従来とられた方策は、東

部の危機を救うためには「焼石に水といつても大して過言ではない。」そして、有効な方策としてかれが提唱するのは、ユンカー所有地の削減案ではなくて、農業保護関税の引上げ、ユンカーの債務の国家による肩代りなどである。S. V. S. Bd. 58, 1893, SS. 187-194.

(2) ティールは、労働生産力ではなく、土地生産力を基準としてではあるが、つぎのようにいう「……集約的な耕作がおこなわれるばあひ、とくにそれが農産物の加工と結びつくときには、大所有地（大経営）は大きな資本量、科学を利用しての分業、技術・機械の利用などの一切の利点を獲得する。このとき以後は大経営が農民経営に優越するのであって、大経営における労働者の勤労意欲の欠如も、それにくらべれば大したことではない」(S. V. S. Bd. 21, S. 42)

内地植民政策の有効性に対するワグナーやティールの懐疑も、それ自体として至極もつともであるといわねばならない。

(3) ブレントナー『プロシヤの農民土地相続制度』(我妻・四宮訳)三—三二頁。原典はBrentano, L.; Erbrechtspolitik—Alte und neue Feudalität, 1899, 以下、ブレントナーに関する叙述は、右の邦訳と、Brentano, L.; *Agarpolitik*, 1925. 『農政学原理』(東畑・篠原訳)に拠る。

(4) 農業保護関税問題を別とすれば、ブレントナーが農政論について一家の見解を述べはじめるのは、一八九四年以後である。一八九四年の大会の社会政策学会において、かれは、一子相続制の法的強制に対する疑問を提出し、ゼーリンクとのあいだに烈しい論争をおこなった。この論争はその後十年もつづいたと伝えられてゐる。S. V. S. Bd. 61, S. 279 ff. 373 ff. Boese, F, a. a. O., S. 74.

〔付記〕本稿は昭和三十三年度文部省科学研究費交付金にもとづく機関研究の成果の一部である。